

【事例4】 特定口座の譲渡損失を配当所得から控除し翌年以後に繰り越すケース

私は、平成27年中に己証券大手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。
そして、証券会社より「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
一般上場分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

また、この特定口座（源泉徴収口座）を通じて上場株式であるI電気の配当（収入金額30,000円）を受け取りました。この配当以外に、上場株式であるJ建設の配当（収入金額40,000円）をこの口座の開設前に受け取っています。

私は、この株式を売却した収入と配当以外に、給与（収入金額9,065,400円）があります。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この事例の場合には、己証券の特定口座以外には株式等の譲渡等がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている住所が現在の住所と異なる場合には、現在の住所を記載されている住所の上段に書いてください。

平成27年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。この事例の場合、一の特定口座のみを申告しますので、「特定口座年間取引報告書」の③欄の金額（△219,000円）を△を付けずに転記することができます。

平成27年分 特定口座年間取引報告書

住所 (居所)	D市△△町9-8-7 Y市○○町1-3-2	フリガナ	タカマツ サプロウ	氏名	高松 三郎	勤定の種類	① 専従 ② 信用 ③ 配当	口座開設年月日	27.5.14	源泉徴収の選別	① 有 ② 無
前提出出時の住所又は居所		氏名		生年月日	明・大 33.11.3 昭・平						

譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
上場分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特定信用分			
合計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)
④ 株式、出資又は基金	30,000円	4,594円	1,500円
⑤ 投資信託又は特定受益証券発行信託			
⑥ オープン型証券投資信託			
⑦ 国外株式、国外投資信託等			
⑧ 合計 (配当所得の金額) (④+⑤+⑥+⑦)	30,000円	4,594円	1,500円
⑨ 譲渡損失の金額	219,000円		
⑩ 差引金額 (⑧-⑨)	0円		
⑪ 納付税額		0円	0円
⑫ 還付税額 (⑧-⑪)		4,594円	1,500円

金融商品取引業者等
所在地 B市△△町4-5
名称 己証券大手支店 (電話) ○○○-△△△-xxxx

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

第○期 配当明細書

ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1000株	40000円	40000円	15.315%	6126円	33874円

住所 Y市○○町1-3-2 株主 高松 三郎 様

平成27年4月2日 己建設株式会社

※ この書式は一例です。書式が異なり転記箇所が分からないときは、税務署にお尋ねください。

【事例4】の解説

○ あなたがお売りになった株式は、全て「上場分」に該当します。また、I電気及びJ建設の株式の配当は、「上場株式等に係る配当」に該当し、申告分離課税を選択して申告する場合は、上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失の金額と損益通算することができます。

損益通算してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、売却の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができますが、この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」を添付して提出する必要があります(52ページ参照)。

これらの株式の売却による譲渡損失の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	通算後の差引金額
(譲渡分)	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円	△149,000円
(配当分)	70,000円	0円	70,000円	0円

※ 申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除などは適用できません(【事例5】及び【事例6】も同じです)。

○ 株式等の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、申告書に添付しますが、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

○ 納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」で行いますので、次ページ以降の記載例の順序に沿って作成してください。

確定申告書付表(1面)

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 D市△△町9-8-7 フリガナ タカマツ サプロウ 氏名 高松 三郎

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算 (赤字の金額は、△を付けずに書きます。2面の2も同じです。)

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額		
株式等に係る譲渡所得等の金額 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額)	① 219,000円	
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の「上場分」の②の金額)	② 219,000円	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③ 219,000円	
(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額		
種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
己証券大手支店	30,000円	
J建設株式会社	40,000円	
合計額	④ 70,000円	⑤
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 (④-⑤) (赤字の場合には0と書いてください。)	⑥ 70,000円	
(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額		
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③の金額 ≤ ④の金額の場合には0と書いてください。 (2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。)	⑦ 149,000円	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (④-⑤) (③の金額 ≥ ④の金額の場合には0と書いてください。 (1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。)	⑧ 0円	

この付表の作成が必要なケースは【事例3】の19ページで説明していますので、参照してください。

【事例3】の記載例の書き方(19ページ)を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得の金額も併せて申告しなければなりません(52ページ【注意】参照)。

⑤欄の金額は、「確定申告書付表」1面の③欄に記載がある方が書いてください。この事例の場合、③欄の金額(219,000円)から④欄の金額(70,000円)を差し引いた残りの金額(149,000円)を書いてください。

⑥欄の金額は、「確定申告書付表」1面の④欄に記載がある方が書いてください。この事例の場合、④欄の金額(70,000円)より③欄の金額(219,000円)の方が大きいので0と書いてください。

この事例の場合、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がないので、⑩欄へ転記します。

確定申告書付表(2面上部)

本年分株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑦+⑧)	⑨	149,000円
本年分分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑦+⑧)	⑩	0円
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪	149,000円